

津山圏域勤労者互助会は、 職場の福利厚生を少ない掛金で充実させるお手伝いをしています!!

◎津山圏域勤労者互助会とは・・・

津山圏域内の事業所の福利厚生制度充実を図り、働きやすく明るい雰囲気職場作りをお手伝いする為、昭和55年（1980年）に設立されました。

1市5町（津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町）の自治体とエリア内商工会からご協力をいただき、約300事業所、2,700名の皆様にご加入いただいております。



◎ご加入いただけるのは・・・

津山圏域内の中小規模事業所の事業主及び従業員、もしくは津山圏域内居住者で圏域外の中小規模事業所にお勤めの方です。

・2016年4月よりパートタイマーの方もご加入いただけるようになりました。

※ただし

- ①期間を定めて雇用されている人、
- ②試用期間の人、
- ③臨時の人は加入いただけません。

ご加入いただくと・・・

●事業主にとって

- ・低コストで従業員の福利厚生の充実を図ることができます。
- ・事業主が負担した会費は、税法上、損金・必要経費として扱うことができます。

●従業員にとって

- ・会員、またそのご家族の方も、内容によって多彩なサービスを受けられます。



会費

入会金

・1人 100円
(入会時)

会費

・1人 500円
(月額)

主なものは次のとおりです

○給付

結婚・出産・子の就学（小学・中学）・
永年勤続祝金・死亡弔慰金・
障害見舞金・災害見舞金・傷病見舞金



○助成

健康診断受診助成
予防接種助成
ミールエイド飲食助成
講座等受講料助成



○各種チケット割引斡旋

シェフグルメカード・各種ギフトカード・
コンサートチケット・
シネマチケット 等



○各種イベント

テーブルマナー教室 等

○補助

施設利用割引・宿泊施設利用補助・
割引協力店の利用 等



☆もっと詳しく知りたい方は下記に
記入の上、FAXしてください。
事務局 FAX0868-22-9647

事業所名

住所

TEL

FAX

互助会の資料一式
送付してほしい

互助会について詳しく
説明を聞きたい